

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第4項において準用する同条第1項に規定する令和8年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条第4項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の10第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 7,311円
- 2 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額 5,502円
- 3 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 5,222円
- 4 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額 3,930円
- 5 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 2,089円
- 6 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額 1,572円